

昭和四十年六月一日受領  
答弁第一三三号

(質問の 一三)

内閣衆質四八第一三三号

昭和四十年六月一日

内閣総理大臣 佐藤 榮 作

衆議院議長 船 田 中 殿

衆議院議員中村高一君提出地方自治体の合併に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中村高一君提出地方自治体の合併に関する質問に対する答弁書

一 東京都南多摩郡由木村を廃し、その区域を東京都八王子市に編入する際に、当該編入をめぐって由木村の住民の間に意見の対立があり、同村中大塚ほか四部落については、その八王子市からの分離について将来なお検討されることとされたことは承知している。

しかし、大塚ほか四部落は現に八王子市の区域となっており、その住民も八王子市民となっているものであるから、正当な手続を経て賦課された市税を納期限内に納入すべきことは当然であつて、市長が当該滞納に対して正当な手続を経て滞納処分を行なうことができることはいうまでもない。

二 合併に伴う紛争をすみやかに解決し、合併市町村の住民が相互に融和し、その建設にあたるようにすることはきわめて重要なことであつて、この問題についても東京都においては、昭和

三十九年十二月五日および昭和四十年三月十日にそれぞれ総務局長名をもつて八王子市長に対し、旧由木村地区の情勢等について照会しており、その照会に対しては、八王子市長から関係区域の住民と意見を交換するようにした旨の回答がなされている。

三 関係区域の境界変更を行なうかどうかは、関係区域の住民の意見も尊重して、八王子市および関係市町村においてそれぞれの議会の議決を経て申請されるべきものであることはいうまでもない。

右答弁する。